

(2013年・平成25年) 年頭所感

日本商品先物取引協会 会長 荒井史男

平成25年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。また、旧年中は本会の事業にご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、本協会は商品デリバティブ取引等の公正・円滑化と委託者等の保護を目的とする自主規制団体であります。平成11年に本協会が発足して以来、商品デリバティブ取引の社会的信頼の向上のため、種々の自主規制活動を展開するとともに当時頻発していた苦情相談を減らすべく、間断なく会員と連携して取り組んでまいりました。その結果、平成21年には国内商品市場取引に係る苦情相談がピーク時の10分の1以下にまで減少し、それ以降はこの水準で推移しております。

しかしながら、昨年、平成20年以来4年ぶりに開催されました産業構造審議会（産構審）商品先物取引分科会におきまして、消費者側の委員から勧誘規制のあり方に関連して厳しい意見を頂きました。商品デリバティブ取引の苦情相談件数は、先に述べたとおり近年は大幅に減少して推移しておりますが、それにもかかわらず厳しい意見を頂いたことに鑑みれば、過去の負のイメージを完全に払拭するに至っておらず、残念ながら商品デリバティブ取引の社会的信頼の向上は道半ばであると言わざるを得ません。

そこで、本協会では、平成23年1月から完全施行された商品先物取引法の下で求められるコンプライアンス体制の確立に向け、本会と会員が一体となってコンプライアンスレベルの向上を図るため、昨年9月にコンプライアンス体制の確立や外務員の資質向上等を目的とした「コンプライアンス体制確立プログラム」を決定して、実行に移しております。すでに会員は本プログラムに基づいてコンプライアンス体制に関する自己点検を終えております。また、個人顧客に対応する外務員倫理の確立や商品市況等に関する知識の向上に資するテキストの作成、相談センターに寄せられた苦情相談等に関する情報をトラブルの未然防止のために会員にフィードバックするなどの施策を実施しております。

さらに、昨年12月には商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針が改正されたことも踏まえまして、本年は新しいルールへの適合状況に配慮しながら、引き続きコンプライアンス体制の確立に取り組み、会員と投資家の信頼関係の醸成のための施策を強化してまいります。

本年は1月1日に東京証券取引所と大阪証券取引所が経営統合して日本取引所グループとなりました。2月には東京穀物商品取引所の農産物市場の移管が行われ、コメを引き受ける関西商品取引所は「大阪堂島商品取引所」に、トウモロコシなど農産物市場の4商品を引き受ける東京工業品取引所は「東京商品取引所」に名称を変更して新たなスタートを切ることとなります。

本協会におきましては、こうした動向などを見極めつつ変化に柔軟に対応し、常に的確で最適な自主規制を実施することによって商品デリバティブ取引の社会的信頼の向上に寄与してまいり所存です。この社会的信頼をベースにして、国内外の商品市場取引や店頭商品取引への参加者が増え、商品デリバティブ取引全体が健全に発展することを切に願い、微力ではありますが自主規制団体という立場からお役に立ちたいと存じます。

最後になりましたが、皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

以 上